

— 新庁舎建設 —

建設地・規模・費用などについてお知らせします。

市民サービスや
将来への影響は？

建設地は
決まっているの？

過大な
庁舎では？



目次

- P2 新庁舎3つのポイント
- P3 建設地はどこ？
- P4 ~ P7 どんな庁舎なの？
- P7 いくらかかるの？
- P8 財源計画は？

全てお答え
します！

新庁舎3つのポイント

建設地は「現敷地および市民体育館南側」 p3

建設地は、公募市民を含む検討会議などで検討していただき、「市民体育館を含む現庁舎ゾーン」を建設候補地として答申がありました。その後、答申のあった区域内の関係者への説明や意向確認を行った上で建設地として決定しました。現在、事業計画区域内の全員の方のご理解をいただいています。また、地質調査、境界測量のほか、庁舎の基本設計、付替え道路などについて議会の議決を得て、順次進めています。

一棟集約、延床面積は約9,000㎡ p4～

一棟集約により、分散している窓口を集めることができ、さまざまな手続きや問い合わせが分かりやすく利用しやすくなります。現在、庁舎として利用している面積は約8,000㎡ですが、災害対策用の機能や市民活動のスペースなど不足していた機能・スペースを整備します。

事業費は約49億円、国の支援を受け建設 p7～

通常、庁舎建設は建設費の全てを市税などで賄いますが、合併市町村に対しては、建設時に借り入れた資金（合併特例債）の返済（償還）にあたり70%が地方交付税に上乗せされる特別な支援があります。この支援制度を活用して市の負担を軽減します。

市民サービスの低下や税金が上がるといった声も聞かれますが、既に約15億円の庁舎等建設基金（預金）を積み立てており、建設時の財源計画だけでなく、将来の償還計画についてもめどが付いています。庁舎建設が市民サービスや税金に直接影響することはありません。

※詳しくは次ページ以降をご覧ください。

建設地の選定

◆新庁舎建設の検討

新庁舎建設事業については、市町村合併時の「新市まちづくり計画」の主要事業に掲げられ、これまでに次の通り調査、検討が行われてきました。



◆検討会議の答申

「新庁舎を考える検討会議」では、市からお願ひした「現在地」、「新城駅」、「杉山地区」の3カ所に、アンケートおよび委員から提案のあった「新城インター（仮称）周辺」など新たな候補地9カ所を加え検討しました。5回の検討会議と2カ所の先進地視察を行うなど、多面的に調査検討、議論の上、建設候補地を「市民体育館を含む現庁舎ゾーン」と決定し、答申されました。

◆建設地の決定

「新庁舎を考える検討会議」から建設候補地が答申されたのを受け、区域内の関係者の方へ答申内容の説明と併せ意向確認を行った上で、平成24年3月に「現敷地および市民体育館南

側」を新庁舎建設事業区域として決定しました。

◆選定理由

- ・ 地方自治法第四条第二項に、「地方自治体の事務所の位置を定めるときは、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」旨の規定があります。市は、法の趣旨を尊重した上で、次の観点により建設地を選定しました。
- ・ 市民サービスの向上のため、分散した本庁機能を一棟に集約できる用地面積、場所が確保できる。
- ・ 隣接する公共施設との連結性が保たれる。
- ・ 現本庁舎を使用しながら建設でき、仮設庁舎費用が軽減できる。
- ・ 必要な駐車場用地が確保できる。
- ・ 新城の成り立ちに関わる歴史的背景を持ち、まちづくりの拠点としての地理的優位性を有する。

主な質問Qと回答A

Q 鳳来や作手の総合支所は無くなってしまいませんか？

A 鳳来・作手各総合支所については、新庁舎が建設された後も現状の支所機能を維持します。また、今年度から自治振興事務所を設置しましたので、利便性はさらに向上します。

Q バイパス沿いの方が交通の便が良くて、用地確保もしやすいですか？

A 現在地は中心市街地にあり、公共交通機関、自動車ともに利用しやすい上、ほかの公共施設にも近く、利便性の高い地域です。また、市民アンケートでも現在地が支持されています。

このほか、将来世代の負担軽減のため、国はコンパクトシティへの転換を進め、庁舎のような集客施設の市街化調整区域への立地は法律で規制されています。

新庁舎完成までの流れ

◆新庁舎基本構想策定の経過

建設地の決定により、新庁舎の指針となる「新庁舎基本構想」の策定に着手しました。策定にあたっては、学識経験者、各界代表者、公募市民からなる「新庁舎基本構想市民会議」を平成23年8月に設置し検討を重ね、平成24年1月に「新庁舎基本構想」が市に答申されました。

◆新庁舎基本構想および基本計画

市は、基本構想市民会議からの答申を受け平成24年2月に「新城市新庁舎基本構想」を、同年5月に「同基本計画」を策定しました。



新庁舎デザインワークショップ

◆庁舎機能

・一棟集約

各種申請・届出・証明書の発行のため複数の部署を訪れる来庁者がスムーズに手続きができるように、現在分散している窓口機能を一棟に集約します。

一棟集約は分棟の場合に比べて通路、階段、エレベーター、トイレなどの共用部分や各種設備を集約するなどの合理化を図ることができます。

・利便性の向上

市民利用の多い部署を低層階に集約するとともに、プライバシーに配慮した窓口や相談室を新たに整備します。また、玄関付近には総合案内を設けることで、来庁者を目的の窓口までスムーズに案内します。

乳幼児や子どもを連れた方も安心して来庁できるよう、授乳室・キッズコーナー・子ども専用トイレを設置します。また、誰もが利用しやすい多目的トイレを各階に設置します。

・市民スペース

多様な市民活動を支援し、市民協働を推進するため、新庁舎デザインワークショップの提言を尊重し、1階に情報カフェ（情報・交流スペース）、多目的会議室や多目的広場、2階には

新庁舎デザインワークショップとは？

庁舎建設事業を皆さんと共に進めるため「市民スペース」の検討を、市民運営による市民参加のワークショップ方式で行いました。

このワークショップは、市から委託を受けた社団法人新城市青年会議所の企画・運営で開催されました。平成24年8月から10月にかけて、市民42人の参加を得て熱心に議論を重ねました。

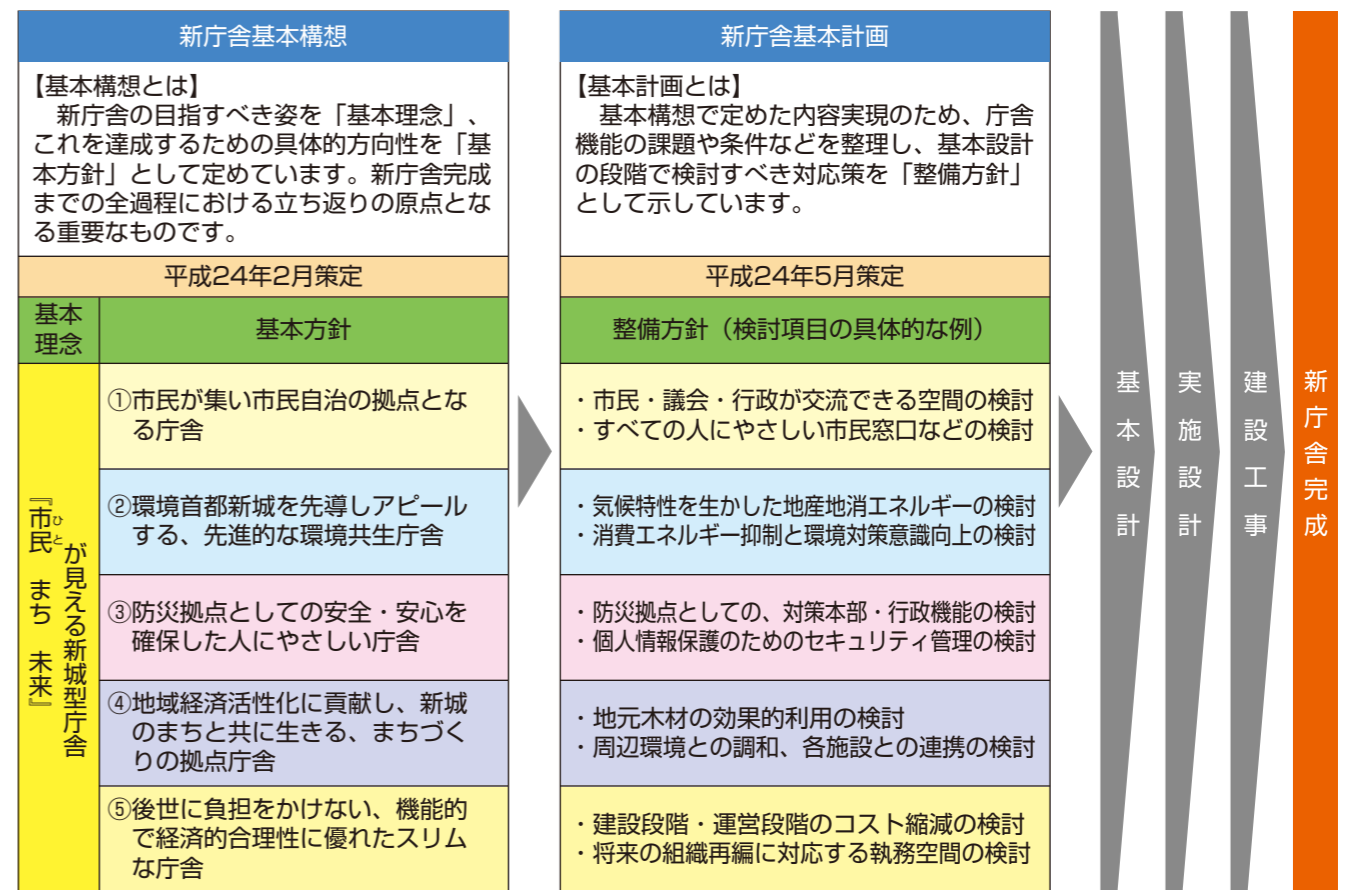
このワークショップでは市民スペースを

- ①ユニバーサルデザイン
- ②市民窓口
- ③市民協働
- ④産業振興

の4つのグループに分け、計5回の検討を重ねた結果、参加者の思いを「市民提案図面」としてまとめ、市に提言されました。

この市民提案図面の考え方を生かしながら、基本設計の市民スペース部分は検討されています。

市民も利用できる会議室を配置します。

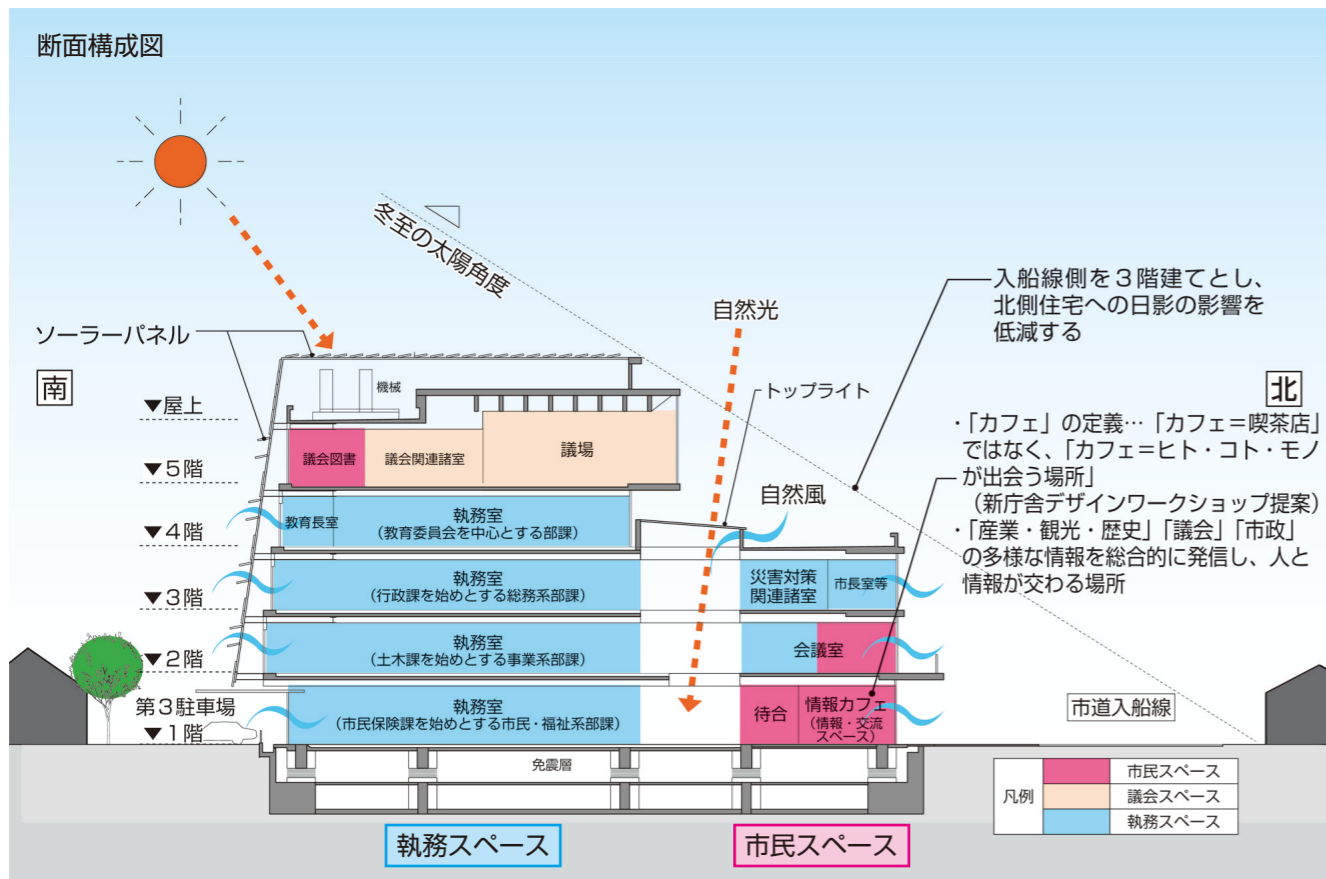
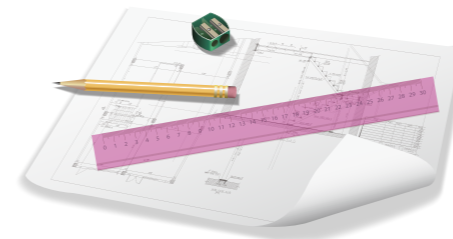


基本設計での検討

◆庁舎規模

- ▽延床面積 9,000㎡程度
- ▽構造 鉄骨造
- ▽階数 地上5階建（一部3階建）
- ▽高さ 約24m（ソーラーパネル部含む）

庁舎に必要な機能を「市民スペース」、「議会スペース」、「執務スペース」の3つに分け、「市民スペース」は新庁舎デザインワークショップ、「議会スペース」は議会、「執務スペース」は庁内作業部会でそれぞれ検討し、その結果を基に、兼用できる機能は兼用するなど面積の削減を図った上で、右に記載した庁舎規模になりました。



新庁舎建設に係る財源計画

◆建設時の財源計画

前ページの通り、新庁舎の建設に要する概算事業費を49億7百万円としています。

庁舎建設は「合併特例債」を活用できる今が、市として最も財政負担が少なく、将来世代の負担も極力抑えることができる最適な時期であると考えています。

市では、新庁舎建設のための基金を、平成24年度末までに15億11百万円積み立てました。この庁舎等建設基金と合併特例債を活用することで、今後、長期間にわたり市民が利用し、市民生活を支える庁舎を現役世代・

将来世代を通じてできるだけ低負担で整備ができるよう考えています。また、新庁舎建設事業がそのほかの建設事業や市民サービスに影響を及ぼさないよう財源計画を立てています。

建設にあたり、これまで積み立ててきた庁舎等建設基金を優先的に充て、合併特例債で32億300万円を借り入れ、建設時の一般財源負担を1億660万円に抑える計画です。このように建設資金確保にめどは付いています。

なお、この財源計画は現時点で考えられる一つの方策ですが、市の実質的な負担軽減や世代間の負担の平準化が図られるようさらに検討を加えていきます。

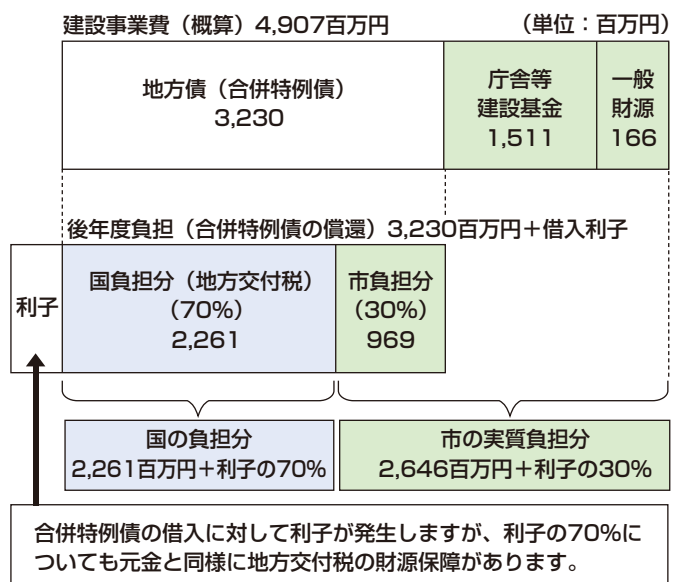
◆**合併特例債**

合併特例債は、合併した自治体が「新市まちづくり計画」に基づいて行う各種事業に必要な資金を借り入れることのできる地方債です。新城市では合併年度の平成17年度から平成32年度までの期間に限り活用できる制度です。

借り入れた合併特例債は、借入期間や借入利率に基づいて後年度に償還していきませんが、合併特例債は元金と利子を合わせた各年の償還額（元利償還金）の70%を毎年国からの地方交付税で受けることができる有利な制度で、市の財政負担を軽減することができます。

平成33年度以降に新庁舎を建設する場合には、他の地方債を借り入れることは可能ですが、合併特例債のように元利償還金の70%を地方交付税で措置するといった財源の保障はありません。

◆新庁舎建設事業の財源計画の例



◆合併特例債の償還計画

新庁舎建設では、建設年度に合併特例債により借入れられます。借入金は後年度において償還（返済）しなければなりません。合併特例債は元金と利子を合わせた償還額の70%が地方交付税で財源が保障（国が負担）されるため、実質的な市の負担は30%となります。

前述の建設時に借り入れる合併特例債の元金32億3000万円の償還に当てはめると、市の実質的な負担は9億6900万円となります。この実質的な元金負担額を20

年間償還するとした場合には、1年あたり約4800万円の負担となり、市の財政運営の上で過重な負担とはなりません。

なお、合併特例債の発行に伴い、利子負担も生じます。利子額は、借入期間、借入時期の利率などにより変動しますが、利子償還額についても元金と同様に地方交付税で財源が保障されます。

◆**問本総合政策部**

23・7673

◆**契約検査課**

23・7614

